

学校への撮影協力依頼に関するガイドライン

三郷市では、市の魅力を市内外に広く発信し、三郷市のイメージアップ、ファンの獲得、市民の市への愛着や誇りの醸成をすすめていくためのシティセールスの一環として、撮影支援事業を行っている。

小・中学校を舞台にした撮影支援にあたっては、教育現場として特段の配慮が必要であることから、本ガイドラインは学校での撮影支援依頼があった場合の取り扱いについて、基準を定めるものである。

1 支援依頼に係る事前審査

撮影支援事業担当課（広報室、商工観光課）は、市内小・中学校での撮影支援依頼があった場合、撮影希望日、場所、支援作品の概要、作品台本について事前審査を行い、つぎの各号に該当する場合は、教育委員会への支援依頼を行わない。

- （ア） 撮影にあたり、市側で十分な体制を組むことが困難な場合。
- （イ） 「自殺」「いじめ」の描写又はそれらを連想させるシーンが含まれる場合。
- （ウ） 公序良俗に反するシーンが含まれる場合。
- （エ） 撮影を実施することにより、学校のイメージの低下が懸念される場合。
- （オ） その他、撮影に協力することが適切でないと市が判断した場合。

2 各校への協力意向照会

事前審査の結果、市で撮影支援を行うものと判断した作品は、教育委員会を通して各学校長へ協力意向の照会を行う。照会にあたっては、支援作品及び撮影シーンの概要、作品台本など協力意向を判断できる材料を添付する。

3 下見及び支援決定

- （1） 依頼のあった支援作品に対し協力意向のある学校について、撮影支援事業担当課より下見等の日程調整を行う。
- （2） 下見等を通して撮影支援事業担当課が新たに撮影に関する情報を入手した場合は、随時、協力意向のある学校に情報提供を行う。
- （3） 映像制作会社は、撮影希望校が決定した場合、撮影希望日を速やかに調整し、撮影支援依頼書を撮影支援事業担当課に提出する。提出日をもって、正式に依頼を受理したものとする。
- （4） 撮影支援事業担当課は学校と入念な事前調整を行い、禁止事項、調整困難な事項をあらかじめ把握しておかなければならない。